平成２４年（フ）第４３５８号
千葉県千葉市若葉区加曽利町979―26
破産者　岡本美恵子
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３７２号
東京都港区高輪１丁目15―１―404
破産者　五十嵐ジャッキーリン（旧氏名デラクルーズ　ジャッキーリン　ビガエル）
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４０５号
東京都江東区東陽４丁目５―16―704
破産者　市川　秀夫
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４０７号
神奈川県横浜市金沢区富岡東５丁目10―22　第２明和ハイツ１－２号
破産者　清永　　求
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４０８号
神奈川県横浜市金沢区富岡東５丁目10―22　第２明和ハイツ１－２
破産者　清永　妙子
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４３２号
東京都葛飾区四つ木４丁目９―10―201
破産者　伊藤　仁之
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４４４号
東京都足立区本木東町29―５―209、開始決定時の住所東京都足立区本木２丁目15―16
破産者　浦島　雅史
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４６４号
埼玉県さいたま市南区大字大谷口5413―３―506
破産者　石井　武夫
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４９３号
東京都練馬区光が丘２丁目８－２―1103
破産者　倉持　　匡
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４９５号
東京都足立区一ツ家２丁目６―16―202
破産者　佐藤　明弘
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４９８号
東京都小平市大沼町２丁目864―２―307
破産者　加藤　祐子
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５４３号
東京都渋谷区元代々木町５－５―403
破産者　増田　　桂
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５６６号
東京都葛飾区東堀切１丁目10―17　第２オレンジハウス１
破産者　齋藤　貞助
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５６９号
東京都杉並区和田２丁目40―４―304
破産者　富安　由紀
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６４６号
神奈川県川崎市中原区上小田中１丁目25―23―Ⅲ―201
破産者　立木　伸幸
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６７６号
東京都足立区千住緑町２丁目28―９　ＬＯＨＡＳ1010―102
破産者　田中　秀一
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３号
山形県鶴岡市一霞110番地
破産者　有限会社阿部建築
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第１２３号
茨城県北茨城市磯原町本町１丁目６番地の10
破産者　北信電気工事株式会社
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１８１００号
東京都墨田区文花１丁目32―２―1207
破産者　天川　和久
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１０１号
東京都墨田区文花１丁目32―２―1207
破産者　天川富美子
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2034番地
破産者　有限会社小松屋旅館
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
滋賀県近江八幡市牧町2165番地２
破産者　八幡電工株式会社
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部